平成２４年（フ）第１１８号
佐賀県佐賀市鬼丸町６番３号
債務者　山下ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
佐賀市大和町大字久池井1595番地８
債務者　岩永　隆史
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口3187番地２メゾン原Ⅱ903号
債務者　土山　幸夫
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口3187番地２メゾン原Ⅱ903号
債務者　土山　明子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田4281番地１
債務者　森本　武美
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田4281番地１
債務者　森本　栄子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
佐賀県鳥栖市宿町1141番地４カームミナミⅠ204
債務者　轟　　道代（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
徳島県三好市池田町西山谷尻4238番地５
債務者　小椋　利彦
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第２４１号
沖縄県那覇市若狭３丁目20番８号
債務者　新城　貴子（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２４４号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目20番５―505号パークビューマンション
債務者　尾樽部真之介
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３２１号
熊本市南区南高江４丁目１番６　市営野越団地２Ｃ―３―71号
債務者　中村　　一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９７号
茨城県笠間市押辺19番地２
債務者　飯田　卓雄
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１９９号
茨城県鉾田市鹿田766番地３
債務者　吉田　輝美（旧姓櫻木）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１０号
茨城県水戸市東前３丁目230番地　コンフォールＡ棟303号
債務者　河口　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１４号
茨城県ひたちなか市大字田彦999番地平野ハイツ203号
債務者　櫻井　勇壽
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１５号
茨城県ひたちなか市大字田彦999番地平野ハイツ203号
債務者　櫻井　充代
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１６号
茨城県ひたちなか市大字足崎1302番地138ベル・フルールＡ棟101号、旧住所茨城県ひたちなか市大字稲田1142番地12
債務者　中根　泰輝
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
水戸地方裁判所